

# 審 査 基 準

令和7年3月5日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第12条第1項
処 分 の 概 要：行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第11条第2項（行商従業者証） 第12条第1項（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式） 第11条（標識の様式）
審 査 基 準： 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていない。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3031）
備 考：